平成２５年（フ）第１５３号
大分市国分新町３番２号
債務者　村上　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野1987番地
債務者　箸本　邦男
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４９号
長野県安曇野市豊科南穂高3405番地４　細萱団地38－８
債務者　望月　広光
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５０号
長野県安曇野市豊科南穂高3405番地４　細萱団地38－８
債務者　望月　　薫
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７２号
京都市山科区小山姫子町19番地の28
債務者　中口ガラス店こと　中口　邦夫
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
京都市南区吉祥院九条町16番地　パインフィールド吉祥院804号
債務者　須藤　正成
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
京都市山科区小野西浦58番地19
債務者　湯木　理恵
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
京都市伏見区桃山筒井伊賀西町28番地　タウニィ桃山103
債務者　大矢　貞夫
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
京都市山科区音羽八ノ坪39番地の14、住民票上の住所京都市山科区音羽八ノ坪39番地の18
債務者　上杉　育子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
兵庫県川西市中央町17番17号
債務者　山之内晶裕
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第８５号
兵庫県川西市中央町17番17号
債務者　山之内尚子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２１号
広島県江田島市能美町鹿川2823番地４
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５７号
広島県江田島市沖美町岡大王548番地
債務者　津川　淳治
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６１号
広島県呉市宮原３丁目10番16号
債務者　神田　　守
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６２号
広島県呉市広本町２丁目３番22号
債務者　廣森　利明
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６３号
広島県呉市焼山東３丁目７番８号、住民票上の住所広島県呉市焼山中央６丁目２番５号
債務者　レボリューションこと　二井内　啓
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６７号
広島県呉市音戸町田原３丁目２番１号
債務者　野見山和久
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５９号
宮崎県延岡市長浜町３丁目1978番地３
債務者　小田　健一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部